

令和5年6月13日招集

令和5年

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和5年6月14日)

若桜町議会事務局

令和5年第4回若桜町議会定例会（第2号）

招集年月日	令和5年6月14日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不応招議員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	下石 裕美	地 籍 調 査 課	矢部 広一
	経済産業課長	中島 毅彦		

会議の顛末
一般質問（6月14日）

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

一般質問を行います。順次質問を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

おはようございます。日本共産党の中尾理明です。傍聴者の皆さん、早朝からお出かけくださいますありがとうございます。

今年のゴールデンウィークは新型コロナ感染第8波流行が減少傾向にあり、条件付きながらマスク着用が緩和された中で迎えました。私事ですが、息子家族が5年ぶりに帰ってきました。幸い天気にも恵まれ、緑に包まれた若桜の自然を満喫したようであります。

若桜に来る前、とても残念がったのは5月3日の若桜神社大祭が地祭りだったことです。3年余り続いた新型コロナ禍により、この間、本祭りは2度中止となりましたが、来年こそは本祭りで若桜宿に大勢の人が集い、にぎわう風景を見たいものです。

宿内ではどちらの祭りであろうと5月2日、3日には軒下にしめ縄が張られ、祭りの日の宵宮、大祭当日を迎えます。下町も例年どおり5月1日夕方、青壮年会の呼びかけにより有志が公民館に集合し、3隊に分かれ、しめ縄張りを行いました。もちろん上川町長も参加なさいました。

移住してきた人、初めて参加した若者の顔も見え、頼もしく思いました。作業終了後、

来年は本祭りで農人町と一緒に榊を担ぐことが再確認され、お神酒で乾杯し別れました。

来年の本祭りが予定どおり開催でき、勇壮な榊、神輿が町中を練り歩く光景が眺められることを祈らずにはられません。また、欲を言えば、若桜宿は重要伝統的建造物群保存地区となって間もなく2年、修復、修景が進み、さらに見栄えも新たな町並みの下に本祭りが行われることを願っています。

私がかつて勤めた職場の先輩のNさんは若桜の四季折々の姿に熱いまなごしを注ぎ、カメラで撮られておられますが、とりわけ本祭りの写真の数々は素人の私でも感動します。ついこの間も中尾さん、若桜祭はいつだと尋ねられました。来年はあちらこちらでチョンヤセー、チョンヤセーの威勢のいい掛け声が響き渡るでしょうか。

それではこれより通告に従い、順次質問させていただきます。最初の質問はマイナンバーカード利用上の問題点についてであります。

その1つ、最近マイナンバーカードの入力ミスや開発会社のシステムの欠陥と思われる個人情報流出などのトラブル、データ漏えいが相次ぎ、改めてマイナンバーカード利用に伴うリスクが表面化しましたが、若桜町民に関わるような問題の発生はないかどうか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

中尾理明議員の一般質問にお答えいたします。冒頭、若桜祭のお話ありがとうございました。私も久しぶりに地祭りでしたけれども、しめ縄を張りましたけれども、来年は本祭りの年ということで、6年ぶりになると思いますけれども、若桜町の非常に対外的にも発信力のあるイベントですので、ぜひコロナも収まって平常どおり開催できることを願っております。

さて、マイナンバーカードのトラブルが相次ぎ、利用に伴うリスクが表面化した。若桜町民に関わる問題の発生はないのかというご質問でございます。

このたび、マイナンバーカードに関して様々なトラブルや混乱が相次いでおりますことについては、町民の皆様にも不安を感じる方も多いのではないかとこのように思います。これは、全国的にマイナンバーカードの申請が急増して、カードの申請、発行、個人アカウントへのひもづけ支援等の対応に追われて、業務多忙によるヒューマンエラーが発生したり、あるいは利用者増加に伴うサーバーの負荷によるシステムの不具合が発生しているということも1つ原因ではないかというふうに思っておりますけれども、制度の信頼回復は政府の責務でございます。問題の全容説明とシステム改修など、再発防止を急ぐべきであるというふうに考えております。

現在、デジタル庁のほうを中心となりまして開発元やシステムベンダーに対し、徹底的なプログラムの総点検やシステム改修を実施しているところでございますので、その行方を注視したいというふうに考えております。

さて、若桜町民に関わる問題の発生の有無ということでございますけれども、今般のトラブルの内容といたしましては、マイナポイントや公金受取口座及び健康保険証に、別の方の情報がひもづけされるといった誤登録の問題や、マイナンバーカードを用いたコンビニでの証明書交付サービスにおいて、不適切なプログラム処理による誤発行が問題となっております。

類型によって発生の要因も異なりますので、それぞれごとにご説明したいと思います。

まず、マイナポイントと公金受取口座の誤登録につきましては、これは役場などの支援窓口でマイナポイントの申込みを行っている際に、先に登録作業を行っていた方が、マイナポータル上のご自身のログイン画面か

らログアウトせず、次の方が同じ端末で登録作業を行って、誤って前に手続を行った方のアカウントに、ご自身の情報をひもづけしてしまうということが原因で発生した事案でございます。

本町では、職員が手続に来られた方1人に対して、時間に余裕を持った対応をすることでミスが発生しにくい環境づくりに努めてまいりましたので、現時点では住民の方から不備があったというようなご指摘はいただいております。

次に、健康保険証の誤登録についてですが、就職、転職、退職や扶養の範囲の変更などにより、保険証の切替えが必要となり、その場合、新たな医療保険の保険者が被保険者の情報をシステムに登録する運用となります。この際、保険者が被保険者の情報を十分に確認しないままひもづけをしてしまったケースが誤りにつながったものであるということでございます。この件につきましても、現時点で住民の方からのご指摘はいただいております。

それで、これらの個人情報につきましては、国のシステムにより管理をされておまして、町としてそのシステムにアクセスして誤登録の有無を確認をするということは不可能でございますので、住民の皆様からの申出により対応するほかはないということをご理解いただきたいと思っております。

次に、コンビニでの証明書交付サービスの誤交付についてですけれども、各自治体が事業者へ委託し、構築したシステムに、設定の誤りやサーバーにアクセスが集中した際に誤ったプログラム処理が発生したというものでございます。これらの不具合は、一部のメーカーのシステムを導入している自治体で発生しているものでございます。

本町では、そのメーカーのシステムを利用していないことと、町として委託している事業者から誤発行が生じるプログラムではない

ということを確認をしております。

以上、ご説明したとおり、現時点で確認できる範囲では町民に関わる問題の発生ということはありません。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の説明で、現在のところ町内では、町民の皆さんが、気がつかなかったら声が届かないということもあると思うんですけども、トラブルの発生は、今のところ、町のレベルでは確認されていないということで、そういう点では安心いたしました。

今朝の朝日新聞でも別人の、これは健康保険証とのひもづけですけども、別人の誤登録がさらに60件増え、マイナ保険証の情報漏えいですね、それはさらに4件見つかったと、それで、トータル誤登録が7,372件、保険証の閲覧などによる漏えいが10件というようなことで、さらに問題が広がっておるといふ報道をしとります。

それで、先ほども若桜町でのその取組をお聞きしたわけですけども、この間、正面玄関の窓口で職員が立たれまして、いろんなマイナンバーカードでの登録作業などの便宜を図られたということでありまして、そういうきめ細かなことで、若桜町においてはトラブルはなかった1つの要因ではないかと、そういう点では毎日の職員の皆さんのご努力に敬意を表さなきゃならないかなと思います。

全国的には、今日のこの新聞の中で、行列ができたり、待たされるんで焦ってしまう、住民も役場職員も焦るからミスも起こりやすいというような関係にあるということが指摘されております。そういう環境に若桜町はなかったのかなというふうに思うわけですけども、カラスが鳴かない日はあってもマイナトラブルのない日はないというくらい問題が続

出していることは重大だというふうに考えます。

2つ目に移ります。通告段階ではマイナンバー法が改正されたらとしていましたが、審議中止の声が高まる中、強行可決され改定されました。これにより2024年、来年秋以降は健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化されます。事実上のマイナンバーカード未取得者の差別化を図るものとなります。

そして、未取得者は資格確認書なるものを毎年度申請し、受領できたらそれを持って医療機関を受診しなければならなくなりました。国民皆保険の下、これまで保険証は期限が来れば本人に直接配布され、保険証1枚あれば国民は等しく必要な医療を受けることができてきました。今回の改変はこの制度を揺るがす大転換であると批判が高まっています。

町は、法律どおり対応しないと問題だとは思いますが、法律ができたからということで、いや応なく町民の方にこの法律を盾にして対応されるのかというふうな意味合いで質問をさせていただきましたので、どうか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

このたびのマイナンバー法の改正は、国民健康保険制度を揺るがす大転換となるが、町は法改正どおりの対応をされるのかというご質問でございます。

マイナンバー法等の一部改正の法案は、6月の2日に国会で成立をいたしました。さて、議員ご質問の健康保険証の廃止につきましても、今回の法改正に含まれておりまして、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと健康保険証を令和6年の秋頃を目途に一体化をすることとされております。

これにより、患者の健康、医療に関する多くのデータが医師などに提供されることにより、より多くの正確な情報に基づいた総合的な診断や処方が受けられる等のメリットがあるとされております。また、マイナンバーカードの未取得者や、マイナンバーカードに健康保険証のひもづけを行っていない方については、議員がご指摘されたとおり、本人からの求めに応じて資格確認書を提供することとなっております。

この資格確認書の具体的な提供方法についてはまだ示されておりませんが、衆議院特別委員会でのマイナンバー法改正案に関する質疑におきまして、マイナンバーカードの登録をしていない方については、資格確認書の申請を促す案内を送付し、また資格確認書の期限が到来する更新の際にも、手続の案内を送付するなど、保険者から申請の勧奨を実施をするということになります。

また、本人からの申請が難しい場合は、家族や施設職員、支援団体などによる代理の申請を進めることとなります。それでもなお申請ができないと判断された場合は、申請によらず資格確認書を交付することを可能とするとの答弁がなされております。

本町といたしましても、今後法令に従い、全ての被保険者の円滑な保健診療を可能にするよう準備を進めていくとともに、マイナンバーカード未取得者の方に対して、引き続き申請の勧奨を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の言われることを理解したところですが、町長のお話の中で医療情報が医者レベルで共有できてよい医療につながるという話なんですけれども、この間の問題点としては、

この情報が漏えいして薬局の段階で分かって、このお薬はほかのものであるということが分かって、調べたところが他人の情報であったというようなことで、たらい回し、最初はデジタル庁に連絡したら、どんどんどんどんたらい回しになって、最後支払基金までたらい回しされたというような事例がありましたけれども、もろ刃のやいばっていった表現が適切じゃないかも分かりませんが、そういう内容をもっとということ非常に心配は大きいというふうに思います。

全国の保険医団体連合会、保団連というところが6月1日時点での調査をしています。開業医の先生の全国組織ですけども、27都道府県の2,997件の調査をされたんだそうです。それで、マイナ保険証のトラブルが64%だったと。

資格情報が無効と表示され、したがって、国のほう、何か言い方がちょっとまずいかも分かりますけども、窓口での患者と医療機関とのやり取りの中で、資格確認がされなかった場合でも、その場で3割程度の一部負担をすればいいみたいな、そんなようなこと、国のほうで、加藤厚労大臣だったと思うんですけどね、言っていましたけども、そんなことを全ての医療機関に窓口で一々患者と話し合っただけで対応できるというところは少ないと思います。

したがって、そういうことの現れであると思いますけども、窓口で10割負担をされる患者が増えた。それでその数393件で、10%以上もあったという調査結果が報告されています。先日の6月12日の国会でも、国会議員の質問で893件あったということです。

6月1日以降さらに増加しとるということでもあります。それで10割負担された皆さんがあったということは深刻に受け止めなきゃいけません。ですけど、その中で唯一救いがあったのが、紙の保険証を携行されておった

ということで、その方々はそういうトラブルで10割負担ということを免れたということでもあります。紙の保険証を改定後も継続すべきということが証明されたというふうに思います。

朝日新聞の5月3日の憲法記念日の声の欄に、兵庫県の東山貢之介さんという方が、マイナカードおかしいと題し、投稿されています。東山さんは、憲法25条2項は、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとある。カードの有無による格差は生存権や国の社会保障義務を規定した憲法に違反するのではないかと述べ、一石を投じられています。全く同感です。まさに憲法25条にのっとったその施策こそが国民皆保険ではないかと考えますが、町長、どう思われますでしょうか。

議長（山根政彦）

中尾議員、通告にない質問になりますが、町長、答弁可能ですか。

はい、答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

カードの有無による格差というのが国民皆保険の原則に反するのではないかというようなお尋ねだと思いますけれども、国のほうも、先ほど答弁いたしました衆議院の特別委員会のほうで、申請手続を失念をされて保険診療を受けられない事態を防ぐのは大変問題であると、重要なことであると、そういった事態を防ぐのは重要だというふうに答弁をされております。

それで先ほど答弁したように、申請を促したり、あるいは代理の申請を認めたり、あるいはそれができない場合は、申請がなくても資格確認書を交付するというような、そういうふうな扱いを答弁をされているわけでございます。

今後、まだその具体的な取扱いについては示されておりませんが、恐らくそういった国も認識を持っておりますので、この国民皆保険制度の大原則を維持できるように、今後、具体的なガイドラインを示されると思いますので、それに沿って町としても取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町、役場のほうの適切な法律を、あまり盾に取ったような四角四面の対応をされるんじゃないかと、丁寧な寄り添った形で対応してほしいというふうに強く思います。

3つ目です。町は現在、国保加入者で生活困窮などの理由で、保険税納付が困難な世帯に対し、相談の上、了解の下に納税契約に応じた短期保険証を発行しているものと理解しています。今後、当該世帯に対しどのように対応されるのか、所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

法改定以降、保険税納付が困難な世帯に対し、どのように対応されるのか所見を伺うとの質問でございます。本町では、国民健康保険加入者で、保険税を滞納している世帯については、納付相談や納付指導を行った上で、国民健康保険法第9条第10項の、市町村において特別な有効期間を定めることができるという規定を適用いたしまして、保険証に代わる短期保険証、これを発行して対応しているところでございます。

今回の法改正に伴い、これまで滞納者に対して保険税の納付を促す取組として行われて

きましたこの短期保険証の仕組みは廃止をされますが、国のほうでも保険税の滞納解消に努めることは重要であるというふうな考えから、滞納者との接触の機会を確保するため、これまで行われてきた被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととされております。

この事前通知は、災害や病気など特別な事情によらず1年以上保険料を滞納している場合に通知することとなっております、こうした機会を捉えて納付相談などの保険税納付の取組を行っていくことが法律上求められております。しかしながら、これまで本町が短期保険証で対応してきた1年未満の滞納者へどう対応していくのかということについての具体的内容はまだ示されておられませんので、今後国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の言われる内容で一部ちょっと分からないところもありますけれども、それは別として、これからマイナンバーカードによる一体化が行われて、マイナンバーカードに健康保険証を登録してない人は、自動的に資格確認書ということになります。それで、国会でも短期保険証についてどうするのかという質問もされて、厚労省のほうで答弁がされておりますけれども、必ずしも明快な回答はされてはおりません。

それで、私思うのに、資格確認書ということを私が是認したわけではないんですけど、法律でありますから是認せざるを得ないわけですけども、同様に短期であっても資格確認書が発行されるのが筋じゃないかというふうに思うんですが、町長の思いはいかがでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

このたびの法改正によりまして、国のほうは短期保険証を廃止をして、ただ、ほかの健康保険と違いまして、国保の場合は天引きということがありませんので、滞納がどうしても出てくる。それを防ぐための対策が必要だということで、短期保険証は廃止するんですけれども、その納付機会の確保、納付相談等の機会の確保ですね、これは必要だという判断で、資格証明書に代えて、短期保険証と資格証明書と2つ制度が今現行法上あるんですけれども、1年以上の滞納者に対しては資格証明書、それ未満であれば、未満という正式な条件設定はないんですけども、それ以外は短期保険証という制度も認められておりまして、本町の場合は短期保険証の実績はあるんですけど、資格証明書のほうの運用実績はないという現状でございますけれども、国のほうは資格証明書のほうを、納付の機会を確保するために、その該当者といえますか、1年以上の滞納者に対して、これからはその資格証明書ではなくて、特別療養費を支給しますよというその事前通知をするという、そういう制度に変えようと言われておるということでございまして、本町が今まで対応しておりました短期保険証の対象となった方々に対して、じゃ、今後どうしていくのかということについて、まだ国のほうで明確な方針が示されていないということですので、それについて今後、国のほうの方針というものを見極めていきたいなということでございます。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

ちょっと確認ですけれども、療養通知書というのは、厚労省のほうの見解としてそういう処置がされるということなんでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

これは、このたびの一連の法改正の中で国民健康保険法も改正になっておりまして、その中で特別療養費の支給、これは窓口3割負担じゃなくて10割負担にした上で、後で全額償還払いをするという形になるんですけれども、そういう規定が新たに設けられておりますので、法律改正でそうなおるということでございます。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

法律改正前で言うと、資格証明書で、窓口で支払う10割負担した後、7割部分、国保であれば7割負担部分を後で返してもらうという償還払い制度の内容だというふうにも思っています。このことによって医療受診を抑制するという流れがあって、国民的な批判の中で短期保険証という制度もでき、若桜町においてはそういう短期保険証での対応を持って納税者の支払い計画に沿った対応をされてきたわけです。

ですけれども、法改正後は療養通知書という形でも10割負担の影響がくらへんかなということを非常に危惧しますので、厚労省の今の動きをさらに注視して、そのことのないように私は望むもんですけれども、今一度、町長のご見解をお願いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

これまで国保税の滞納者に対しては、町としては短期保険証の発行という形で、何か月間かの有効な期限を設定をして、それを発行することで、納付指導といいますか、納付の相談の機会をしっかりと確保して納めていただくということで運用してきたわけでございますけれども、今後は資格証明書、おおむね1年以上の滞納者を対象に、これまで資格証明書の発行という形でされていた分を、その特別療養費の支払い、償還払いということになりますけれども、これの事前通知という形、それで、その事前通知に至るまでに納付の指導をするというような、そういう制度設計に変えておられます。

その1年未満の滞納者に対する納付指導、どういうふうにやっていくのかというところについては、明確な具体的な方針がまだ示されておりませんので、今後、国のほうの方針をしっかりと見極めていきたいというふうに思います。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

これまでの短期保険証と同様な、町独自といたらおかしいですけれども、先ほども法律が決まったからこうだというような形の町のやり方でなくて、やっぱり町民のこの生活に沿った対応をするべきでありますので、これまでの短期保険証対応と同様の対処の仕方を強く望みます。

新聞報道で厚労省の伊原和人保険局長は、必要な保険診療を確実に受けられるよう、市町村に対して周知徹底していきたいというふうに言っていますので、これを文字どおり受け取れば、法律がこうだからということで町自治体での拘束、同じようにやれということ

ではなく、町独自の取組方を示唆するものではないことというふうに思いますので、そのように期待いたします。

今回の大失態は国民の権利擁護の稀薄さの表れであり、決して許すことのできないものです。器は形がよくても一気に水を注げばこぼれてしまうし、頑丈のものでなければ割れ目からこぼれ出して用を足さなくなる。それでもなお無理やりに水を注ごうとしているのが今の岸田政権です。まさに国家権力の横暴であり、このまま国民のプライバシーの侵害、個人情報の漏えいが続いているわけありません。

マイナ保険証の一体化、健康保険証の廃止は来年秋の予定ですが、計画を撤回すべきです。少なくとも今の健康保険証は併用できるよう国に対して強く求めたいと思います。

次に入ります。第2番目の質問は、新型コロナウイルス感染症の5類移行についてであります。その1つ、5月20日、日本海新聞はコロナ感染者増加続くとの見出しで、厚労省の集計結果を伝えています。記事によると、県内の数字の上ではほぼ全国並みに増加傾向を見せていますが、町内の状況はどうか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長、

町長（上川元張）

新型コロナウイルス感染症に関しまして、町内の感染状況はどうかというお尋ねでございます。新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5月8日以降、2類相当から5類へ移行されたことに伴い、感染者の集計方法も、それまでの全ての患者情報を集める全数把握から、季節性インフルエンザと同様に全国約5,000の医療機関から報告を受ける、定点把握に変更されました。

議員が例示された5月20日の新聞報道は、

集計方法が変更されて以降、初めての感染者数の公表に関する報道でございます。

公表される数値は、1週間に報告された感染者数を定点医療機関数で割った平均値と増減を判断するための、前の週の数値との比較の数値となります。同日の記事によりますと、1定点医療機関当たりの感染者数は全国で2,63人、前週比1.46倍、鳥取県では2,69人、1.36倍となっており、議員ご指摘のとおり、増加傾向を見せております。

また、その翌々週になりますけど、6月3日の新聞報道では、前週比が全国では3.63人、1.02倍と増加を見せておりますが、鳥取県では2,86人0.88倍ということで、その時点では減少をしております。

ただ、最新の状況を見ますと全国が4.55人、1.25倍に対して鳥取県では4,24人1.48倍と、また増えておるといってございまして、このように県全体で見ますと、集計方法が変わった先月以降、一旦下がった週もありますけれども、増加傾向ということは続いていると言えるかというふうに思います。

さて、ご質問がありました、本町における感染状況がどうなのかということですが、これらの数値は定点医療機関から報告をされた感染者数の集計でございまして、市町村単位での集計は行われておりませんので、把握することはできません。以上でございます。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

全体の定点把握数字の平均値であり、個々の市町村ではどうかという集計報告はないということの辺は確認しました。ということで、定点的には増加傾向にあるんだけど、若桜はどうだろうかという、非常に分

かりにくい。これは5類以降での国の方針だということですので、以前より増して注意をしなければならぬというのが本当の対処の仕方じゃないかなと私思います。ですので、その辺を十分役場としても考えていただいて周知に努めていただきたいというふうに思うものです。

2つ目です。新型コロナウイルスの定点把握が行われると聞きますが、どのような仕組みで実施され、それがどのように町に伝えられるのか、また、町民がどのように情報を提供されるのか、2番目に起こしましたが、町長の最初の答弁で、これは足りているかなというふうに思いますので重ねてですけども、町内的な把握については保健センターでつかむ以外に方法はないかなと思うんですけども、情報提供が密にされることを望んで、3つ目の質問に入ります。

5類以降により医療費は一部を除き自己負担、高額治療薬投与の場合は負担も高額になりますが、国、公の関与が後退し自己責任化が強まる仕組みとなりました。感染増加傾向が見られるとされている現在、町では国の感染症対策転換による影響を最小限にとどめるために、この3年間、町単独を含め新型コロナウイルス感染症拡大に対応した施策事業も必要に応じ再実施するなど、町民の命と暮らしを守る必要があると考えますが所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川町長）

新型コロナウイルス感染拡大に対応した諸施策を再度実施する必要があるのではないかと考えるが所見を伺うのご質問でございます。議員のほうで5類以降により公の関与が後退し、自己責任化が強まる仕組みというふうなことで、通告でいただいておりますけれども、これはウイルス検査や医療費の自己負

担について、ほかの5類感染症との均衡を図ったものというふうに理解をしておるところでございます。

なお、その公の関与が後退をしたということでございますけれども、ワクチンの接種費、これは少なくとも今年度は全額公費負担となっておりますし、高額な治療薬についても、当面9月までは自己負担はなく、また、入院に関しては最大2万円の軽減措置がなされるというふうに承知をしております。

ご質問のありました感染拡大に対応した施策、単町でもというお話でございましたけれども、県、先ほどデータをお示ししたとおり、鳥取県におきましても、全国同様緩やかな増加傾向が見られますけれども、制限緩和以降急激な拡大にはまだ至っていないということでございますので、現時点において町単独での実施ということは考えておりません。まずは今実施をしていただいております早期のワクチン接種、それと引き続きの感染対策をお願いしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

ちょっと分かりの悪い質問になったかもしれませんが、今、緩やかな増加傾向ということですけども、急激な感染が始まって、また、ついこないだまであった流行が収まらないというような場合での事態への対応ですね。そのことは、そういう場合であれば積極的な施策を展開していただきたいという思いがあって質問をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

最後の3番目の質問です。米軍機、自衛隊機の低空飛行訓練中止についてであります。その1つ、4月11日、米軍輸送機と思われる飛行が目撃されました。10時頃2機が町

内上空を八頭町方面へ高野周辺の山すれすれに飛び去ったのを皮切りに、11時過ぎ1機が町内上空を諸鹿方面へ権現橋後方の山すれすれに飛行、続いて11時半頃同じように氷ノ山方面へ飛行し、11時40分頃折り返し戻ってきたと思うわれるものが町内上空を八頭町方面に飛行しました。

輸送機が10時頃から11時40分頃の間、に4回飛行したことになります。11時半頃飛行した輸送機と思われるものは、空中給油機ではないかとの目撃情報もあります。

付け加えますけれども、皆さんも気づいておられると思うんですけれども、雲の上の上空では米軍機、自衛隊機と思われる飛行機が朝から晩まで行き来しているというふうに思っております。

6月7日の午後1時15分頃、我が家の近くですけれども、米軍輸送機と思われるものが突然やって来ました。私が蔵通りに出ましたらちょうど真上を、腹を見せて通過していききました。高野方面に行ったんだけど、その後、旋回して弁天山のほうに向かったということ、担当者の方は言うておられました。

米軍機の低空飛行訓練については、改めて中止させるべきであると考えますが、所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

4月11日の米軍輸送機と思われる目撃情報を受け、また、この6月7日にも輸送機が飛んで来たということで、そういった情報を受けまして、米軍機の低空飛行訓練は改めて中止させるべきであると考えますが所見を伺うというご質問でございます。

4月11日の飛行に関しましては、総務課のほうでも確認をしております、10時から11時40分間に、輸送機と思われる機

体が計4回、6機が町内の上空を通過をいたしました。また、先ほど6月7日のお話もありましたけども、これも私も町長室からちょうど見えまして、高野方面に向けて旋回をしていったということでございました。

町といたしましては、その飛行の日時や飛行方向、飛行高度、飛行音、機種・機体・高度といったような情報を速やかに中国四国防衛局美保防衛事務所及び鳥取県のほうに報告をいたしたところでございます。

米軍機等による低空飛行訓練中止につきましては、本町では毎年東部町長会を通じて鳥取県町村会へ提出し、県に要望しているところでございます。これを受けて昨年は8月の2日に県におきまして、訓練時の飛行区域や高度などを定めた日米合同委員会合意事項の遵守や住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練を行わないよう措置することなどを外務省及び防衛省に対して要望していただいております。

米軍機等の航空機、輸送機等の低空飛行が目撃された件数ですけれども、令和3年が37件、令和4年は20件、令和5年はこの5月末時点で4件ということで減ってきてはおりますけれども、低空飛行訓練ルートはドクターヘリや防災ヘリなどの飛行ルートと重なり、衝突やニアミスの危険性も懸念をされるところでございます。

住民の生活が脅かされることなく、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないように、また、安全安心対策に万全を期した運用がなされるよう、様々な機会を通じて要望をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議長（中尾理明）

町長の丁寧なご説明、非常に感銘を受けま

した。これからもそういう立場で中止に向けた取組をしていただきたいというふうに思います。

2つ目です。昨年12月の一般質問で、東部町長会が県による騒音測定器設置を県要望事項として県町村会に提出された後、県町村会の県要望から外されたことなどを町長に質問いたしました。その後の測定器設置について町と県の取組について伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

昨年12月定例会の一般質問でのやり取り以降、騒音測定器設置に関する町と県の取組について伺うのご質問でございます。

騒音測定器の設置につきましては、実態を正確に把握する必要があるとの認識の下で、国の責務において騒音測定器を設置するよう鳥取県町村会及び県を通じて要望しております。町としましては、令和4年の3月に高知県の本山町に防衛省中国四国防衛局により観測カメラと騒音測定器が設置されたといったことも踏まえまして、こうした国の動きを鳥取県内でも促進をされるよう今まで以上に機会あるごとにお願いをしているところでございます。

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、昨年8月に鳥取県が外務省及び防衛省に対して、国の責任において騒音測定器を設置することや、平穏な暮らしを脅かすような飛行訓練が行われないよう要望を行っておられますし、これまで以上に強く国に対して要望いただいているものというふうに認識をしております。

本年も鳥取県から外務省及び防衛省に対して同じように要望していただけたらと思っております。今後の国の動向に期待をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

ちょっともっと踏み込んだ答弁がいただけるものだと思って、期待しておったんですが、ちょっと残念です。言ってええかどうだか分かりませんが、私のところに届いた情報なんですけども、国のほうが設置する予定の騒音測定器がもう1台、鳥根のほうに予定されようとしたら、鳥根はもう既にあちこちで設置されておりまして、それを鳥取県のほうで設置、これは県のほうの情報です。

これは県のほうの情報だと私が言っても信じていただけないかも知れませんが、そういうふうなことをまた私は聞いておりますので、その鳥根に設置しようとしているものを鳥取県にというふうなことが考えられているというふうなことをちょっと情報を得たもんですから、その辺のところは答弁していただけるのかなと思っておったんですけども、町長のほうはいかがですか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

騒音測定器を鳥取県内に設置をされるという情報を持っておられるということですか。ちょっと私も正式にそういった話は聞いておりませんが、もし、仮にそうであるとすれば、これまで町なり県が国のほうに要望してきた成果であると、大変喜ばしいことだと思いますけれども、まだそういった情報は、私は正式に聞いているところではございません。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

県のほうが率先して作っていただければ、私としては非常に望ましいというふうに思っておりますけれども、やはり国のほうの設置を望むという県町村会の方針がある限りでは、国のほうの設置を強く推進してもらわなきゃいけないというふうに思いますので、ぜひ進展するように、町長の、地元若桜としてのリーダーシップを取っていただくようお願いいたしまして、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（山根政彦）

続いて一般質問を許します。2番、森田二郎議員。

議員（森田二郎）

2番、森田です。おはようございます。今回は、防災対策と政策評価の2点について伺います。まず、防災対策についてです。

先ほどの町長のお話ありましたけども、各地で非常に地震が多発しています。こないだも6月の11日、日曜日は、北海道で最大震度5弱の地震が発生しました。そして南海トラフ地震については、今後30年間の間に起きる確率は70%から80%という意見が専門家の中にあります。

本町においても、そうした地震が起きた場合、重大な被害を被る可能性は高いと考えます。これに備えるため、これまで防災訓練が実施されてはいますが、備蓄や避難場所の人の対応等、町民の理解は十分でないと思います。今後、防災訓練や準備についてどういったことを想定しておられるのか町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

森田二郎議員の一般質問にお答えをします。日本の各地で地震が発生しており、今後、南海トラフ地震が起きた場合、備蓄や避難所の対応等、町民の理解は十分でないと考えるが、今後の防災訓練や準備についてどういったことを想定しているのかというご質問でございます。

南海トラフ地震につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、今後30年の間に70%から80%の確率で起こるといふ、専門家が言っておられるわけでございますけれども、地震が発生をすれば建物の被害であったり、地滑りなど本町でも少なからず影響があるだろうというふうに考えております。

現在、本町で実施しております防災訓練は、雨による被害を想定した訓練や、地震により家屋倒壊による火災の発生を想定した訓練を行っておりまして、昨年度は、東部広域消防、町消防団、そして地元の自警団が連携をしまして、一部の集落ではございますけれども、消火訓練等を実施したところでございます。

また、集落担当職員を置いておりまして、これを派遣して住民の安否や被害状況を把握するとともに、避難所の開設、避難所運営など可能な限り実践に近い形での訓練も行ったところでございます。

台風のようにあらかじめ予測がされる場合は、气象台やニュース等で情報入手して有事に備えることができますけれども、地震の場合は昼夜を問わず、いつ何どき発生するか予測がつきませんので、有事の際には、まず、個人や家族が判断して行動していただくということが大切になると思いますし、集落も含めて、どのような行動を取ればよいのか、自助、共助の部分、町としてはその部分を啓発や訓練を通じて町民一人一人に伝わるよう周知を図っていくことが重要であろうというふうに思っております。

議員のほうから、備蓄品について言及をさ

れましたけれども、地域防災計画の中で被災者2日分の食料の備蓄をするよう計画をされておりまして、現在本町では、五目ご飯などの非常食、これを1400食、飲料水を500ミリリットルに換算して約1500本、ほかにも毛布730枚、段ボールベッド100セット、パーティション265セット、その他、粉ミルクや紙おむつなどを備蓄防災倉庫のほうに備蓄しております。

また、これとは別に、地域福祉センター・ドリーミーや旧池田小学校、旧菴米分校、寄来屋、諸鹿公民館にも同様な備蓄品を配備しております。ただ、食料等につきましては、個人においてできる限り準備をしていただいて、町で備蓄している食料は不足分、あるいは長期化した場合に使用するための準備品というふうに考えておるところでございます。

また、避難所についても言及ございましたけれども、一時避難所は公共施設や各集落公民館に設置を計画しておりますし、指定避難所のほうは第1町民体育館ですとか、町の公民館、第2町体、地域福祉センター・ドリーミー、旧菴米分校、寄来屋及び旧池田小学校など11の施設を指定をしております。

また、福祉避難所として、介護老人保健施設わかさ・あすなろとわかさ生協診療所、そして地域福祉センター・ドリーミーの3施設を指定をしているという状況です。大雨等により高齢者等避難、あるいは避難指示等を発令した場合、指定避難所は役場職員が、福祉避難所は各施設の職員が開設運営いたしますけれども、状況によっては、一時避難所のほうへ避難される場合も想定されますので、その場合は、地元の自治会や自主防災組織が運営等を行っていただくようお願いをすることになるのであろうというふうに思っております。

こうした備蓄品とか、避難所の情報につきましては、全戸に配布をしております防災ハザードマップの冊子がございますけれども、

こういったものや、あるいはホームページのほうで情報発信をしておりますけれども、繰り返し町民向けに周知をすることは大切であらうというふうに思っております。

また、このような場合の情報収集の仕方ですとか、避難者の輸送等、自治会や自治防災組織と連携した訓練が必要であるというふうに考えておりまして、昨年度の防災訓練では福祉車両を使った輸送訓練なども行ったところがございます。訓練参加者からは、多くの方を輸送する場合の手段をどうするのかとか、いろいろと課題が指摘をされておりますので、対応できるように今、検討しているところがございます。

また、今後の防災訓練の話もありましたけれども、本年度は9月10日の日曜日に「防災とっとりフェスタ2023」、これは県のほうが主催をされますけれども、これが鳥取港及び鳥取漁港を主会場に今、準備が進められていると。それで、この際、東部圏域での広域災害対応を想定した、住民及び実動組織の参加による総合防災訓練という形を取られまして、東部の各市町村がそれぞれ実施する訓練とも可能な限り連携をして行おうということで計画をされております。

本町におきましても、この東部圏域全体での広域連携の訓練にも参加しつつ、併せて町独自の部分として、同じ日に避難訓練とか、避難所の運営訓練、消火訓練、炊き出し訓練、また、防災啓発活動など関係機関の協力を得ながら防災訓練を実施していきたいと、そういう方向で検討をしたいと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

ほぼこちらが聞きたい内容については答えていただいたと思うんですけども、備蓄品に

つきましても、防災倉庫というですか、備蓄倉庫の中にたくさんの物が入ってることも承知をしております。それで、第2町民体育館にも段ボールのベッドとか、積み上げてありまして、こういう準備がしてあるんだなということも存じております。

ただ、先ほどからちょっと町長さんの話にも出てきたんですけども、我々が従来行っている避難訓練は、例えば、地域の公民館に集まったかどうか、みんなが放送によって集まって、そこで点呼をして、じゃあ、大丈夫ですね、点呼して解散というようなパターンの避難訓練が多いです。

それで、その辺りやはり心配なのは、じゃあ、そこからまた避難しなければならない。第1避難所から先ほど言われた指定避難所へどういうタイミングで移動したらいいのか、それは誰が指示するのか、といったところ辺りが、まだ住民の方には見えていないように思いますし、加えて、じゃあ、指定場所に行ったとき、または第1避難所で誰がその後の行動について指示して、例えば運用してくれるかというのがまだ見えていない部分あります。

専門用語でいきますと、防災士さんなんか名前が聞けるところでありますけども、そういった方やそれから先ほどお話がありました地域の消防組織や、そういった協力者についての現状はどうなっているのかということと、ちょっと今後の育成予定というか、養成予定なんかも聞きたいんですが、人ですね、最初の質問の中にありました人の対応について、もう少し具体的にお聞きできたらと思います。お願いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

そうですね。避難に関しまして、一時避難

所、各集落の公民館等に避難をした後、その指定避難所に逃げるタイミングですとか、そういった、誰が指揮をするのかというようなご質問でございましたけれども。

やはり、各集落の公民館等に一時避難所を設置するように計画をしているわけですが、実際どこに逃げるかというのはやっぱり災害によっても、あらかじめ台風等で分かっている場合、あるいは地震でいきなり襲ってくる場合、それぞれ違いますし、また、時間帯、昼か夜かによっても違ってまいりますし、あらかじめ、かちっとした形で町のほうで指針なりガイドラインを定めてお示しするというのはなかなか難しいといえますか、逆に、ガイドラインをつくることでそれが足かせになって、助かる命も助からなくなるようなことも状況によってはございます。

それで、そういった状況でありますので、やはりまず、自助・共助というふうに先ほど申しましたけれども、個人個人がどういう場合だったらどこに逃げようか、とかいうことを考えていただくのと、また、集落の公民館なんかでも、安全なところもあれば、ちょっと崖の下で危ないとかというような状況もありますし、そういったことは役場というよりは地元の集落のほうでしっかりと日頃から確認をしといていただくということが大事だと思います。

そういった意味で、町のほうとしては自主防災組織、これを各集落に設置をしていただくように今、取組を進めているところで、今現在40集落ちょっとありますけれども、30集落が何らかの形で自主防災組織を設定をしていただいております。それで、世帯で見ますと大体85%をカバーするような、そういった形になっております。

今後とも、全集落に行き渡るように、そういう防災組織を設置をしていただいて、そういう自主防災組織の中で、日頃から訓練等の際に、こういう場合はここに逃げようねとか、

あるいはその場合は自主防災組織の責任者がきちっと指示をすとか、そういった形を各集落でつくっていきたいと思いますし、町のほうには先ほど言いました集落支援員という制度を設けておまして、昨年の訓練のときも集落担当の支援員が集落に行って情報収集なり安否確認なりをしたということがありますけれども、そういった形で役場と各自主防災組織が連携をしながら対応していくという形にもっていききたいなというふうに考えておるところでございます。

そういった各集落で誰が指揮するかといったところで、議員が言われた防災士の資格を持っている方というのは非常に頼りになるといいますか、頼もしい存在だと思いますけれども、その防災士の育成の条件につきましては、総務課長のほうから答弁をさしていただきたいと思っております。

総務課長（山口由企夫）

総務課の山口でございます。先ほどの森田議員のお尋ねでございます防災士についてでございますけれども、今現在、防災士の資格を有しておられる方、これは町内在住者もしくは町内でお勤めの方ということでございますけれども、全部で18名の方が資格を有しておられます。

それで、町内在住者につきましては14名の方ということになっておりますし、役場の中では7名の者が資格を有しているということでございます。それで、防災士の資格につきましては、毎年講習等を行いますので、派遣の費用を見まして、消防団員でありますとか、そういった方々に資格取得者として活躍をしていただいております。以上でございます。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

ありがとうございます。防災士さんについて、そこだけ頼るといっては助からない部分もあると思います。確かに町長の言われるとおり、自助・共助ということで自覚をして、なかなかパニックになって動けない部分はあるんですけども、まず、第1段階でどうやって身を守っていくのかということは第1条件として我々が身につけなければならないことだと感じています。

それで、資格はなくても、例えば指定避難所に行ったりとか、避難所に行って、協力できることはしていくということも大事だと考えています。でも、何をしたらいいのかということも、何があって何ができるのかということが整理できない人のほうがほとんどだと思っておりますので、その辺を、また上手にこれから訓練の中に組み入れていただくということも、これから必要ではないかと思っております。

その辺は指定避難所のとこでの炊き出しであるとか、段ボールベッドの組み立てであるとか、それは一部の人間ではなくていろんな人ができるように、やはりこれから訓練の中に入れていただきますようお願いして、1番目の質問を終わらせていただきます。

2番目に移ります。そうした東北大震災なんかで見ますと、非常に大きな震災ですと、我が町は軽微でも、周辺の町は大きな被害を受けて、被災者が避難してこられるというようなことも想定されるわけですけども、その場合に備えてで、ちょっと町長に伺います。よろしく申し上げます。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

本町の被害が軽微でも、周辺地域の被害によっては町外から避難してこられることも想定されるが、その場合の備えについて何うと

のご質問でございます。

鳥取県並びに鳥取県内全市町村は、平成8年の3月29日付で「災害時相互応援に関する協定」を締結しております。その協定書の中に、「被災者を一時収容するための施設の提供」ということも盛り込まれております。支援の要請があれば受け入れる態勢を整えることになりまして、また、こちら側から応援する意思を伝えて対応するというところもあるかと思っております。

また、この災害時相互応援は鳥取県内だけにとどまらず、町境に隣接する八頭町とか、宍粟市とか、そういった各自治体や、また、交流をしております兵庫県の多可町、福井県の若狭町とも同様な内容の協定を締結しております。

お尋ねの町外の方の受入れへの備えでございますけれども、受入れは基本的には協定に沿って行政の間で、行政間で連携して対応することを想定しておりますし、その避難施設の中で、例えば1つの施設を丸々町外の方の専用で使用するとか、あるいは1階と2階、または部屋で分けるとか、そういった配慮が必要かなというようなことも含めて、様々な課題なり問題意識を共有しながら、今後有事に備えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

少し安心しました。周りの町との提携ということが出ましたので、これを少しまた、町民にも知らしていただくとそういうこともあり得るんだということが分かると思っております。啓発の中に入れていただきたいなと思っております。

それで、この防災対策、地震については、やはり東日本大震災の教訓というのがあります。

これを忘れずに、今後起こり得る最悪の事態に備えることが大事だと考えます。備蓄の問題もそうです。これで本当に大丈夫なのか、それで、人の動きはこんな場合はどうなのかということでは考えれば非常に切りがないことだと思いますけれども、やはりそれを執行部側も、議会もちろん、町民と共有をしながらやっていくことがとても大事だと痛感しました。これからも危機意識を持って備えていただきたいと思っております。以上で防災対策についての質問を終わります。

次に、政策評価について伺います。以前、政策の評価について質問した際に、KPIを実施する旨の答弁をいただきました。昨年度の政策についての評価についてはどのようにされ、結果をどのように活用されるのか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

昨年度の政策についての評価をどのようにし、結果をどのように活用するのかとのご質問でございます。

本町では、第2期の若桜町総合戦略及び第10次の若桜町総合計画に掲げておる基本目標を達成するための諸施策を進めるべく、各事業に取り組んでおるところでございますけれども、それらの事業評価につきましては、現在、各所属で今後の検討課題とそれに対する解決方法、推進方法の整理や、あと、KPI、重要業績評価指標、数値目標ですね、これの達成状況の確認と分析と検証、点検を今、作業を行っているところでございます。

内部での検証、点検を終えましたら、若桜町総合計画審議会や若桜町地方創生検討委員会、これは外部の委員様で構成するものでございますけれども、そういった会議での事業評価や効果検証を実施していただく方向で今、

準備を進めているところでございます。

委員の皆様からの意見や提案をいただきながら、事業の見直しについても検討していきたいと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

KPIについては、内閣府の文書の中にKPIする場合には、アウトプットだけではなくてアウトカム、いわゆるその事業が町民や地域に与える便益について表記するようというような文章があったように思いますが、本町のKPIの評価についてはそういうものが入っているのかどうかちょっと確認させてください。お願いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

KPIの設定についてのご質問でございますけれども、アウトプットではなくてアウトカムのほうということで、アウトプットといいますのは、行政の施策をこういったものを講じますというのがアウトプットだと思うんですけど、その講じた結果がアウトカム、つまりそれによって町民の生活がどう向上したかということでございます。

施策の体系の中ではアウトカムその設定することが困難なものもありますけど、なるべくなら施策を講じたことで、町民の生活がどう向上したかが分かるような、そういう指標を設定をするということを努めておるところでございます。

例えていいますと、総合計画のほうで言いますと、安全で快適な暮らしやすい町という中では、先ほど答弁いたしました自主防災組織の組織率ですね、これは行政の施策という

より住民サイドの組織率ですのでアウトカム指標だろうと思えますし、交通事故の発生件数も、これも行政のほうも交通安全の啓発を行うわけですがけれども、その結果、交通事故はどれだけ減ったか、そういった指標がアウトカム指標だと思えますけれども、今、言いましたように、基本的には住民サイドの視点で目標を設定しておるということでございます。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

こういうことは、繰り返されなきゃならないのは、評価が評価で終わらないで、やはり次につながるためだと考えています。ですから、先ほど町長、言われたように、どう町が変わったのかっていうのがとても大事で、そこはどう変わったかは町の目標の中に位置づけられてなければならないと考えています。

それに向かって事業はなされているものと信じていますので、今後もそういうことをしっかりと具体的な目標値をさせて、そして、それをまた町民のほうに教えていただきたいんですが、最後になりますけども、最後の一番最後の問題になります。評価は結果だけではなくて、課題や先ほど言われた今後の取組を整理して、町民へ公表されるべきだと考えます。その場合、どのように公表されるのか最後に伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

評価につきまして、結果だけでなく課題や今後の取組をどのように町民に公表するのかというご質問でございます。

先ほど答弁でも少し申し上げましたけれど

も、内部での事業評価の段階でございまして、今後の検討課題等とそれに対応する解決方法、推進方法を整理することとしております。

その後、各委員会、外部の有識者での委員会なり審議会のほうにかけまして、そちらの委員の皆様が事業評価や効果検証を行っていただくこととしておりますけれども、その際に併せて町民の皆様へどういった形で公表するのか、そういった方法なり公表の内容につきまして併せて検討をしていただきたいと思いますというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

それではその結果と公表に期待をしたいと思えます。これは議会のほうの議員の研修で分かったことですが、静岡県の藤枝市では、市議会が主導して行政評価の必要性を訴えて、執行部がそれを受けて、それで、議会の決算審査と併せて各課の主要事業について事業評価を行っています。

それで、それを行政・議会・市民が評価を共有できるようにしているという先進的な取組をしていて、各市町から非常に視察が多いと聞いています。それで、それをちょっと研修の中で話が出ましたら、実はうちでも丸ごとそうではないけども、少しずつ主要事業についての評価をして、それを公開している。みんなに問いかけて次の施策を考えて、継続するのか、拡大するのか、長期的に展望を持ちながら行うための材料にしているんだということ、たくさん議員さんがおられて話しをされました。

若桜町もそういうふうに評価がまちづくりの進展に生きるようにしていただけたらありがたいなと思っています。以上で私の質問を終わります。

議長（山根政彦）

暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を許します。1番、谷口貴議員。

議員（谷口貴）

おはようございます。1番、谷口貴です。5月8日月曜日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症、2類相当から5類感染症に移行され、旅行や観光などが新型コロナウイルス前の状態に戻りつつあります。

私も先日、島根の隠岐の島と広島のとびしま海道へ行ってきました。隠岐の島には大人の島留学という制度があり、他県から来られた若い方たちがたくさんいらっしゃいました。真偽は定かではありませんが、その留学生が観光客に挨拶するとポイントがもらえるだとか何とか言っておられました。

とびしま海道では、旅行に来られてその土地が気に入り、移住された方がいらっしゃいました。2組の若いご夫婦は、その土地で商売を始められていました。もう一人は単身で移住して、その土地の方と結婚されてました。何で移住したのかと尋ねると、気候や景色も気に入ったんだけど、その土地の人がよかったからとのことでした。

そこで、若桜町にも観光や旅行にたくさん来ていただきたいと思い、質問させていただきます。

1番、観光振興について、(1)5月21日に開催された「若桜の春色まつり」で約3,500名の来場があったと若桜町ホームページ

ジに掲載されていました。今回来場された方がイベントにかかわらず、再度若桜町に訪れていただくことや、移住につながるようなことなど若桜の魅力を発信されたことがあれば教えてください。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

谷口貴議員の一般質問にお答えをいたします。「春色まつり」に来場された方が、レポートや移住につながるようなことなど、若桜町の魅力を発信されたことがあるかどうかというご質問でございます。

5月の21日に4年ぶりに開催をいたしました「若桜の春色まつり」は天候にも恵まれて約3,500人の方にご参加をいただきました。グルメコーナーも大変好評で、売れ行きもよかったと聞いております。実行委員会の皆様はじめ関係者、出演者の皆様に改めて御礼を申し上げます。

さて、議員ご質問の、イベントにかかわらず再度若桜町に訪れていただくことや、移住につなげていくことは町としても大変重要な課題というふうに考えておりました、そのためにSNS等を積極的に活用し、幅広い世代へ若桜の魅力を発信していくことが大切であるというふうに考えております。

今回のイベントでは、事前告知からSNSで情報発信を行うとともに、イベント後も会場のにぎわいの様子や、出演後にボランティアで会場清掃を行っていただいた八頭高校の吹奏学部の皆さんの様子を投稿するなど、積極的かつスピーディーな情報発信に努めてまいりました。また、当日は、本来休館日なんですけれども、移住定住交流センター、これを開館をしまして、相談受付を行うとともに、交流スペースを休憩室や授乳室としても開放し、お子様連れの来場者に大変喜ばれたとい

うふうに聞いております。

移住定住対策につきましては、3年に及んだコロナ過が収束に向かい、今後一層取組を加速させていく必要があると考えており、都市部での相談会への出店再開はもとより、秋には県外から移住検討者を招いて、宿泊型の体験ツアーを、若桜町の特定地域づくり事業協同組合や鳥取県の定住機構とも連携して実施をしたいと考えておりました、今回の6月補正予算で提案をしているところでございます。

移住定住に関するSNSでの情報発信も、移住定住交流センターで積極的に、今、行っておりますし、今年度は特定地域づくり事業協同組合とコラボしたクイズの実施や、空き家バンク登録物件の動画投稿など、新たな取組も行った結果、当初300件程度だった閲覧数が最近では多いもので2,600件の閲覧数を記録するまでになっております。

そのかいもありまして、5月は新規の移住相談も多かったようで、面談が6件あったというふうなことも聞いておりました、徐々に効果が出てき始めたのかなというふうに感じているところでございます。

今後、様々な事業やイベントなど、若桜町を元気にするための取組を進めていく中で、若桜町のファンやリピーターになっていただいて、移住定住にもつなげられるよう、SNS等を通じて、積極的に情報発信を行っていきたいと考えております。

議員の皆様にもぜひ投稿をご覧いただいて、好評価やシェアで応援をしていただいて、一緒に若桜町の魅力を発信していただければと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

議長（山根政彦）

谷口貴議員。

議員（谷口貴）

若桜町イベントで来られた方に若桜町をアピールできる機会なので、今後イベントされる場合には、費用対効果なども含めて、再度訪れていくようなイベントにしてもらいたいと思います。SLを使ったイベントとか、若桜の特産品の吉川のそば、豚などのグルメコーナーなども結構にぎわっていて、その点は若桜をアピールできるいい点だなと思ってまいりました。

あと、言いたいことだけ言って次の質問にいきます。同じく観光振興についてです。

(2)若桜町に観光に来ていただくために、若桜駅から道の駅までの橋やグリーンスローモビリティなどを検討されるなど、ハード面には力を入れています。町民が観光客に対する温かいおもてなしや、地元の人々との交流などのソフト面がまだまだのように思います。

よりよい観光体験をして帰られ、よい土産話をされ、それを聞いた方たちが、若桜町に興味を持っていただけるようなソフト面の強化を考えられているのかお尋ねします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

若桜町に観光に来ていただくために、町民の観光客に対する温かいおもてなしや、地元の人々との交流などのソフト面がまだまだのように思うけれども、ソフト面の強化を考えているのかというお尋ねでございます。

まず、議員がご質問の中で、ハード面に力を入れているということでご紹介がありました。若桜駅から道の駅までの橋、いわゆる跨線橋やグリーンスローモビリティについてでございますけれども、跨線橋は若桜駅と道の駅の間のスムーズな往来を創出をいたしまして、観光資源としても魅力を持つ連絡橋というものを想定をしております。今後整備に

向けた概略の検討を今年度行うこととしております。

また、グリーンスローモビリティは、低速で環境負荷の少ない電動車を活用した移動サービスで、若桜宿での買物、通院時での移動支援や観光客の周遊等に活用が期待されるものでありまして、今年度委員会による導入活用の検討や、実証運行等を行うこととしております。

いずれも観光利用と併せて、地元の町民の皆さんの生活の利便性の向上につながる事業として構想しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

一方、ソフト面についてでございますけれども、町民の観光客に対するおもてなしや交流などの面において、対策が不足しているのではないかとご指摘でございます。

町民がもてなしの心を持って、若桜を訪れる観光客の皆さんに対して、観光客の皆さんに喜んでいただくことがリピーターの獲得や、ひいては移住にもつながっていくという議員のお考えには全く私も共感をするものでございます。ただ、現状として、広く町民にそうしたもてなしの心が共有されているかといいますと、議員がご指摘のとおり、まだ十分ではないのかなというふうに言わざるを得ないと思っております。

コロナが5類感染症に移行しまして、町内でも氷ノ山のアウトドア活動や若桜宿のまち歩き、若桜鉄道の体験乗車であったり、鬼ヶ城、岩屋堂の文化財の見学など、観光客も少しずつ回復している状況の中で、受け入れる側のもてなしの心というのは大切なことだと思います。

そのためには、まず、観光客と直接接する観光協会の窓口やガイドの接客ということが大事になってくるかと思っております。これにつきましては、先日、観光協会の窓口での接客がよいというふうな評判を聞いたところでございます。例えば、鬼ヶ城や岩屋堂などへの行

き方を窓口で懇切丁寧に説明を受けたお客様がお帰りの際に、また観光協会に立ち寄られて職員にお礼を言われるとか、あるいは、これは極端な例かもしれませんが、インバウンドで来町されたアメリカのご高齢のおばあさんを弁天さんに手を引いてご案内をして、それで、後で英語でお礼状が届いたとか、そういったお話も聞いたりしておるところでございます。

こうした窓口でのもてなしの心を、町内のいろんな施設やお店がありますけれども、そういったところにも広げていくということが大切だというふうに思います。

また、ガイドにつきましては、若桜宿や鬼ヶ城をご案内する観光ガイドクラブがございまして、この活動件数も昨年度からかなり増えてきておまして、お客様の満足度も高いというふうに聞いております。

登山ガイドもございまして、今後、そのガイドの人材を確保する、育成するということが大きな課題であると、やはりガイドで直接長時間一緒になりますと、非常に親近感も増すといいますか、非常に町のいい印象を持っていただくきっかけになると思いますので、そうしたことにも今後、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

それで、こうしたもてなしの心を町民の皆さんにどう広げていくかということでございまして、先ほど隠岐の島のほうで大人の留学生が挨拶をするとポイントがいただけるという、そういうやり方というのも1つ面白いやり方だなというふうに思ったんですけども、どういうふうな形で町民に広げていくかという大切な課題だと思います。

今年度は若桜宿で重伝建の保存と活用を図るために、住民組織の立ち上げを、準備をしておまして、若桜宿の住民全体で町を盛り上げていくという取組を始めたというふうに考えているところでございますけれども、若桜宿内では、人気のあるお店も出てきてお

りまして、この重伝建の選定を機に、にぎわいのできつつありますので、そうした住民組織の場でも常日頃から観光客を受け入れるための機運醸成をどういうふうに行っていくかなということも、検討いただくようなことも考えてみたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（山根政彦）

谷口貴議員。

議員（谷口貴）

ありがとうございます。少し前の話になりますが、数名の友人に若桜町にちょっと観光に来てくれんかっていって、頼んで観光に来てもらったときの感想があります。否定的な感想の中でこの場で言える範囲の中ですけども、すごいことも言われたんですけども、ちょっとこの場で言えるのは、店に入ってもいられないうまいも言われないうまいと、恥づかしくもあり悔しかったです。

よかったことも言われました。あるお店に入ったら面白いおばさんがおって、余計なもんまで一杯買わされたとか言われたりとか、そういう話も聞きました。

また、別の場所から聞いた話ですが、観光客に鬼ヶ城に行くにはどこから登ればいいのかと尋ねられたが答えられなかった方もいらっしゃいました。せめて若桜の観光協会などに連絡してその案内を頼むとか、何かそういうところがあればいいかなと思いました。本気で観光に来ていただくと思うなら、町、町民全体で取り組むべきだと思います。

今年、ねんりんピックのリハーサル大会があり、来年は本番があります。その大会に参加された方や観戦に来られた方が再度、若桜町へ来ていただけるような町にならないと駄目だと思います。再来年には大阪万博も開催されます。また、よい案は浮かんでいませんが、大阪へ来られた外国人観光客がどうした

ら若桜町まで足を運んでいただけるのかを私は、今、考えておるところです。

看板を多言語にただけじゃ駄目なんだと思います。先日、外国の方がそこそこ来られる観光地のゲストハウスのオーナーと話す機会がありました。英語とか話せるのと尋ねたところ、宿泊に必要な最低限の英語だけは大丈夫、あとはスマホの翻訳アプリで何とかしていると言われました。

若桜町の方で外国人観光客の方に対応できる方が何人いらっしゃるのか分かりませんが、私はスマホの翻訳アプリはマスターしているつもりです。その辺もどんどん育てていく、育てていくというか、そういうところもです。

時代は物から事へと変わりつつあります。物ではなく事を求められています。物だけではなく、事も考えた町にしていきたいです。長々と自分の思いを述べさせていただきましたが、町長からの答弁がないようでしたらこれで終わりたいと思います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねてのご質問でございます。町外の方においでいただいて、いろいろ感想をお聞きになったということでございますけれども、大変耳が痛い話もあったかなと。

先ほど申しましたけれども、観光協会の窓口ですとか、あるいはガイドさんですとか、直接観光客の方と対応するところは、非常に評判はいいんですけども、やはりほかにもお店とか、公共施設も含めて接客が必要な場所というのは、たくさんありますので、そうしたところも含めて、もてなしの心をしっかりと持っていただくということは大切であろうというふうに思いますし。

また、おっしゃるように、今年、来年とねりんピックリハーサル大会、本番とござい

ますし、大阪万博も再来年ですかね、ございますのでそれに向けてどういうふうに若桜に来られたお客様により印象を持って帰っていただくか、それがリピーターにつながったり、移住につながったりということもあると思いますけれども、そういったことにどういったやり方があるかなというところをまた、観光協会のほうとも相談をしながら考えていきたいなというふうに思います。以上です。

議長（山根政彦）

谷口貴議員。

議員（谷口貴）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。以上で終わります。

議長（山根政彦）

続いて一般質問を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

皆さんこんにちは。4番、山本安雄です。傍聴にお見えの方、インターネット配信をご覧の方、ありがとうございます。

先ほど観光のことで谷口議員がお話しされたところですが、私ごとではございます。6月の10日の土曜日ですが、日本風景街道新因幡ライン協議会主催で、先ほど話のありました若桜の観光協会協力の下に、若桜町落折ウォークというのがありまして、これに参加をいたしました。

町外、県外の方20人、それからスタッフ合わせて約30名の方で、平経盛の墓や隠棲の洞窟、それから落折の棚田を地元ガイドの方で散策をいたしました。県外なんかの方と話をしますと、国道走って看板はあるんだけど、なかなか行く機会がなかった、行ってみたかったということで、今回のイベントを歓迎される方もたくさんありましたし、最後

には集落の奥ですけれども、以前はもうスキが生い茂っていたところの石積み棚田なんですけれども、ここがきれいに、水田ではない畑だったんですけども、きれいに整備されていて、話を聞きましたらエゴマ栽培するということでおっしゃっていて、最後には地元のイワナの塩焼きや、スズコの土産をいただいて、地元をしっかりと満喫することができて、生まれ育った池田の地が荒廃していくのが寂しいなと思いながら、ちょっとうれしい気持がした1日でした。

今回の一般質問は、町内の方から、あれ、どうなったという声が非常に私の耳に届くことがございます。それはがんばる地域プランと観光開発事業団ということでございました。この2点を質問をいたします。

がんばる地域プランの課題についてですが、これは鳥取県の包括外部監査法人から県事業に対する監査結果が公表されました。これは今年2月だったと思いますけれども、その中で、令和4年度鳥取県包括外部監査報告書では、「清流で育つ米と健康を育むエゴマで元気なまちづくり」の支援内容等の見直しを指摘されています。これは、報告書では若桜町とはっきり記載されたものではありませんが、プランの内容に照らし合わせてみると、当町のものではなかろうかと私が判断しているところなんですけれども、町長の所見をお伺いいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

山本安雄議員の一般質問にお答えします。令和4年度鳥取県包括外部監査報告書で町が作成をした「清流で育つ米と健康を育むエゴマで元気なまちづくり」のプランへの県の支援内容等の見直しを指摘されているが、町長の所見を伺うとのご質問でございます。

この鳥取県包括外部監査は、県が弁護士や公認会計士等の資格を有するものと包括外部監査契約を締結をして、監査人が自ら決めたテーマについて県の事業に対して監査を行うものとなっております。令和4年度は県の農林水産業の財務事務の執行について監査をされたものでございます。

監査結果としましては、指摘が8件、意見が12件上げられておりまして、その1つに若桜町が平成29年の2月に策定をした、「がんばる地域プラン」のエゴマによるまちづくり事業等について、補助金に見合った十分な成果が上げられていないというご指摘を受けているものでございます。

この監査は、直接的には県の支援内容、支援体制の見直しについて指摘をされているところではございますけれども、本町がプランを作成し、実施をしてきている事業でございます。町としても厳粛に受け止めまして、県と歩調を合わせて原因の分析と課題や対応策について検討する必要があると考えているところでございます。以上でございます。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

県が監査を受けたわけですし、県と歩調を合わせてという町長の答弁で、まさにそのとおりなことだろうと思いますが、監査の内容としましては、実施主体は市町村ということで、はっきり記載されておるところです。

それで、その中で担当の町としても、2番目の質問に入ります。このプランは農業を抱える課題解決のため取組を示した計画で、当時若桜町としては休耕田だったり、荒廃された畑だったりの解消には大きな期待をされた方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、監査の概要では、エゴマ生産面積目標の34%、搾油量は16.1%と、それで、補助金で整備さ

れた機械や加工やその他の利用状況も低調であると指摘されています。

今後ですね、県と歩調を合わすといいながら、本町としてはこれを、この結果、課題をどのように把握され、対応されたのか、もしくはこれからされるのかちょっと分かりませんけれども、そここのところの経過についてお尋ねします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

プランにつきまして各年の成果、課題をどのように把握し、対応したのかというご質問でございます。このプランは、エゴマの振興等につきまして、平成29年から令和3年度までの5年間の計画を策定し、県のがんばる地域プラン事業に基づいて、補助金支援を得ながら様々な事業を行い、最終年度の令和3年度の目標値を目指すものでございます。

事業の実施要綱に基づきまして、毎年のプランの実施状況と今後の課題点、対応策を検討しながら県に報告し、県の指導、支援をいただきながら実践してきたものでございます。議員が言われました、エゴマ生産面積の実績値が伸び悩んでいるという点につきましては、想定をしていなかった害虫ですとか、あるいは鳥の被害が、これは深刻化をしまして、収穫前にエゴマの実が壊滅した圃場が発生し、それが数年続いたこともあって、生産意欲の減退につながってしまった例ですとか、あるいは規模拡大や効率化を目指して、ポット苗による育苗に取り組んだところ、発育が悪く栽培予定面積をカバーできる苗が準備できなくて、やむなくソバなどほかの栽培に切り替えた例といったようなものもあったようです。

こうしたことへの対応策としまして、県の農業改良普及所などと一緒になって検証したところでもありますが、害虫被害については

他の地域には事例がなく、試行錯誤で防除に取り組んだところ、昨年は防除した圃場についてはエゴマの収量が減少しなかったというようにもあっております。

育苗につきましても、異なる品種が交配しているのではないかと懸念も出ておりましたけれども、水の管理方法を変更することで対応できそうな状況とのことでありまして、これらは改善に向けて進んでいるものと理解しているところです。

また、補助金を活用し整備をした搾油加工施設についての利用状況の低迷や、エゴマ搾油量の低調につきましては、コロナ禍で計画したとおりの販売活動が行えず、リモートによる商談会に参加するなど努めたところではございますけれども、販路が十分に拡大できず、商品の製造が量産できるほどの搾油量に至っていないという状況でございます。

改善に向けた取組としまして、新たに環境大学と連携した取組も始めておまして、1つは、エゴマの有利販売につなげるためにその成分分析を依頼をしております。エゴマにはオメガ3系脂肪酸の1つであります α -リノレン酸の含有量が多いこと以外にも、ロスマリン酸の含有量が他の食品と比べて多いという分析結果が出ております。

このロスマリン酸というのは、認知症の予防や脳の機能の維持向上に役立つと言われておりますので、今後この分析結果の活用方法についても県の普及所と検討をもう進めている状況でございます。

また、環境大学の学生ゼミとも連携をいたしまして、学生にエゴマ栽培を体験してもらおうとともに、商品の開発を検討していただいております。昨年の鬼っこまつり、イルミネーションイベントの際、12月ですね、鬼っこまつりを規模縮小で行いましたけれども、その中でも環境大学の学生さんが一緒に出展をしていただきまして、エゴマのおにぎりのPR活動、PR販売を行っていただきました。

若い発想でエゴマラー油を使ったおにぎりですとか、エゴマ昆布のおにぎりというようなものを出しておられまして、私もおいしくいただきましたけれども、ゼミでは今後も継続してエゴマによる地域振興とPR活動にご協力をいただくこととしております。

このように、5年間の生産や販売の過程では、様々な障害や課題が発生いたしました。決して座視していたわけではございませんで、その都度、県の普及所や大学など関係機関と連携をして対応策を検討、実践してきたものでございます。以上でございます。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

29年度からそれぞれ毎年度、県などとも協議しながらやってきて、今の答弁の中ではいろんな大学との連携だったり、成分の検証だったり、それから販売促進に取り組んでいるという答弁をいただいたところですが、県の監査報告によりますと、当初予定されていた26条会議、それと、販売促進活動ですね、販売促進活動を予定されていたんですけども、それも開催されていなかったというような監査報告が上がっているところですけども、その辺については、当初プランの中ではそれやるんだということになっていたんですけど、その辺については町長、どのように把握をいらっしゃるんでしょうか。

議長（山根政彦）

山本安雄議員、その質問（3）番に関連しますけど、（3）番の質問でよろしいですか。

議員（山本安雄）

はい。先ほどの町長の答弁が3番の答弁のようなことを思ったものですから、そう言っ

たところですけども、3番ということで理解していただけたらと思います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

今後、プランの実施体制に沿って町として積極的に関わり、指導、助言が必要と思われるが所見を伺うという主旨であろうかと思えます。

県の包括外部監査から指摘のありました26条会議、これは農業者やその他の関係者による協議の場を設けて、協議結果を公表して円滑な事業推進を進めることとされておりますけれども、近年開催ができておりません。

県や中間管理機構、あるいは担い手育成機構などの関係機関で行います人・農地問題解決推進チーム会議ですとか、そういう協議の場は別の場があったりしまして、エゴマに関しても必要な都度、そういったところで協議を行っていたということでございます。

また、エゴマ商品販売促進活動の中止につきましては、ご指摘のあった令和3年度におきましてはコロナ禍ということもありまして、県外への販売活動中止をしていたために、実績において執行経費が皆無だったということでございます。

このように幾つかの取組で、プランで定めた実施のフローなりスキームに沿っていなかった点については反省すべきであろうというふうに考えております。事業実施してきた本町といたしましても、このプランの目標達成に向けまして、今後も関係機関と連携して積極的に取り組んでいく必要があると思っております。この包括外部監査、2月に指摘をいただきまして、早速3月には県の協力もいただいて若桜エゴマプロジェクトチームをつかって、エゴマ生産組合や農林振興などの販売者と一緒になって今後の改善に向けた検討始

めたところでございます。

3月17日のエゴマ生産組合役員会でプロジェクトチーム設置の了解をいただいて、先月5月の25日の役員会で新規栽培者の確保、仲間づくりですね、あるいは生産者の規模拡大、栽培技術向上の促進、若桜エゴマPRと消費拡大について話し合いを持ったところでございます。今後も協議を重ねながら、まずは改善の方向性を共有して、具体的な取組を見いだしながら取り組んでいくこととしております。

プランの実績で目標が未達の部分はすぐに改善、成果が表れるものばかりではありませんけれども、生産者の意向を十分に踏まえながら、現実に即して実のある連携強化と役割分担によって、プランに示す実施体制に近づくよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

ありがとうございます。監査の指摘によって、県を含めて、町も含めて関係団体とも協議をしておるんだということによってちょっと安心をしたところではありますけれども、今の町長の答弁の中で、具体的に課題が何だっているところがはっきりちょっと見いだせないような気がしていて、これから関係団体と課題を見いだして、それぞれの役割分担を決定して取り組んでいくんだという理解をしたんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

監査のほうで指摘されておりますのは、その生産面積が目標に達していないですか、あるいはエゴマの搾油量が目的に達していないですかございますけれども、やはりまず販路をしっかりと拡大して、エゴマが買っていただける、売れるような状態をつくっていくことがその生産意欲の向上といえますか、生産農家を増やしたり、規模を拡大したりということにつながってくると思いますので、そういう生産から販売までいい循環ができるようなことを課題というふうに捉えまして、関係者で検討進めていきたいと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

期待するところではありますし、こうやって少子高齢化が進んでいく中で、人材確保等大変な状況ではあろうかとは思いますが、引き続き関係者等々と協議しながら大切なおところ、先ほど町長おっしゃっていましたが、役割分担を決めてというところが非常に私、大切な部分だろうと思っておりますし、これからいろんな課題が出てくる中においては、具体的な施策があつて初めて課題も見えてくるというふうに思っておりますので、引き続き協議して、目標に達成できるように頑張りたいと思います。

機械だとか施設についてはね、まだまだ報告義務が有しているというふうに理解しておりますので、引き続き協議して進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、大きな2番目ですけれども、若桜町観光開発事業団についてということです。

若桜町観光開発事業団の指定管理期間は暫定的に今年の9月までということ町長はおっしゃってました。中で町長、3月、4月の全員協議会、何らかの会の中だったと思う

んですけれども、運営体制を改めるとか、責任の所在を明確にすることを議会に報告されましたが、その後、事業団のほうからこの件について示されたものはどんなものがあったのかお尋ねします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

若桜町観光開発事業団の指定管理に関しまして、4月の全員協議会の後、新たな体制等示されたものがあったのかというご質問でございます。

まず、ご質問の中でお話のありました3月、4月の全員協議会の場で、運営体制を改める、あるいは責任の所在を明確にすることを議会に報告したというふうにご発言がありましたけれども、正確に申し上げますと、3月定例会におきまして、4月からの半年間に限定をして事業団に指定管理をお願いをする議案を提案する際に、3月16日の全員協議会の場で、議会から事業団の組織改革と執行部の指導監督、これを求められたということで、議会のご意向に沿った対応をお約束して、後日、事業団にその旨をお伝えをしたところでございます。

その後、事業団として4月から組織体制を見直されまして、その内容を町にご報告をいただきましたので、議員の皆様には4月の5日の全員協議会の場で、体制の見直しの内容等についてご報告をさせていただいたところでございます。

その後、事業団からは新たに示されたものはございません。4月にご報告いただいた組織体制で指定管理の業務に取り組んでいただいているというふうに承知をしております。以上でございます。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

指定管理を9月末までするというところで、先ほど町長おっしゃいましたけど、そのときに、労務管理がちょっと甘かったんじゃないかっていうことも発言されたように記憶をしておるところですが、その辺りと、それと4月の5日の日に、体制について説明を確かに伺いました。これについて、このことがこの5日に伺った体制が、今後のいわゆる事業団の、先ほど言いました、例えば労務管理の甘さとか、そういうところの改善にどのようにつながっていくと判断されたのか。

議長（山根政彦）

山本安雄議員、通告されていない質問になります。執行部のほう答弁ができないということですので。

はい、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

ストレートに今の言葉で通告はしておりませんけれども、運営体制を改めるとか、責任の所在を明確にするという部分での追求だと私は理解しておるところですけれども、これが通告してないから駄目だということであれば、次に聞くことはないんですけれども、町としては直接経営に関わる事については、なかなか意見することは難しいってことは承知はしておるところです。

ただ、指導監督の立場にはあるんだということは私理解をしておるところですけども、これも委員会の中で指導監督をしていかないといけんっていう発言はあったように思っているんですけれども、その辺は町長どのようにな、これも通告、具体的にしていけないと駄目ですかね。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

町の立場といたしましては、施設を管理していただきまして、管理に出しているわけですので、その管理運営体制がしっかりと継続していただくということが一番大事なことだと思っております。

そういう意味で、4月の5日に新しい体制というものを示していただきまして、その体制でしっかり今、モチベーション持って職員も対応していただいていると報告いただいておりますので、その9月までの期間でしっかりと施設を運営していただきたいと思っておりますし、町のほうも氷太くんですとか、そういったところにも職員が上がったりして、実際の運営の状況なりを聞き取りをして、指導監督を行っているということでございます。はい、以上です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

町のほうも職員が上がって指導監督をしていらっしゃるということで、先ほど言いました例えば労務管理の問題にしてもですけども、例えば指導監督の内容としましては、賃金に至っては毎月一定の日にちで締めて一定の日にちに支払うと、それにはそれなりの勤務表があったりというようなこともあるだろうと思っておりますし、それから事業の執行状況についても、いいとか悪いとかじゃないですよ、計画に対してどうだというようなところはチェックや状況確認はできる部分かなと思ったりはしておりますので、そのことについて町長からどうかっていうことはなかなか答えられない部分があるとは思いますが、例えばそういうような指導監督の方法もあるだろうと思うところなので、その辺も踏まえて今

後、検討していただきたいなということは思います。

それと先ほどのがんばる地域プランのときもそうだったんですけども、しっかりとした工程があったり、計画があって初めて課題が見いだせるということを私思っております。そういう中では、やはり事業計画の中には具体的なことが本来あって、課題が出てきてということをおもっております。

それで、先ほど森田議員の一般質問でもありましたけれども、やっぱりしっかり検証できる体制をつくるのはそういうことじゃないかなと思います。一方的に私がお話しましたが、答えがあればですけども、なければ先ほどの谷口議員じゃないですけども、なければこれで終わります。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

繰り返しになりますけれども、指定管理の運営体制をしっかりと取っていただいて、先ほど最初に労務管理の問題もありましたけれども、そういったことも含めて、事業団がしっかりと9月末まで定められた期間、施設の運営ができるようにしっかり町も寄り添って指導していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

100%町が出資している団体ということもありますので、引き続いて協力できるところはしっかり協力もしなくちゃならないと思っておりますし、それに併せて、指導監督も必要な部分もあろうかと思っております。引き続きよろしくお願いたします。以上でもって私の質問は

終わります。

議長（山根政彦）

暫時休憩します。

午前 1 時 5 0 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議長（山根議長）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を許します。7番、川上守議員。

議員（川上守）

皆さん、こんにちは。7番、川上です。日に日に暑さが増し、夏本番となってきました。しかしながら朝晩の寒暖差は大きく、体調を崩しやすい状況にあります。皆さんにおかれましては体調管理に十分気をつけていただきたいというふうに思っております。

また、新型コロナウイルス感染症も2類から5類へ移行され、インフルエンザ相当の扱いになっております。しかしながら、いまだ完全に収束をしていない状況であり、元の生活にまだ戻ったとは言えません。そんな遠くない時期に収束を強く望むものであります。

町長におかれましては、日々忙しく過ごしておられるところではありますが、就任して約1年と4か月ですか、この間、新型コロナウイルス感染症拡大防止策や若桜町観光開発事業団の雇用調整助成金の受給問題、そしてトスクの閉店問題等、解決が急がれる問題が山積しております。

特にトスク閉店問題は、「かいものわかさ瓦版 第4号」でもご承知のとおり、東宝企業の社長が来町され、町が考える公設民営方式にも共感をいただき、持続可能な買物環境の確保に向けた事業者と、県・町での力を合わせて取り組んでいくことが確認をされておりますし、移動販売車につきましても、事業に前

向きな町内事業者と商工会を交え、事業の実施に向けて検討が進んでいるということ聞いております。早い対応をされているというふうに感じているところであります。

前段に上げました問題につきましては、個々に状況や内容は異なりますが、早い時期、住民が納得できる解決が必要と考えており、町長の英断に期待をしているところであります。

今回の質問ですが、1点につきましてはこれから先、どれぐらいの期間を要するか、重要な地籍調査についてと、町外への通勤に対する対策についての2点について質問をさせていただきます。

まず1点、地籍調査についてであります。本町では、平成14年から地籍調査を行っており、今年度で22年となっています。鳥取県全体での進捗率は37.5%、全国平均は令和3年度末時点で52%と、鳥取県は非常に遅れているというふうに言われております。

それで、県内では若桜町の進捗率が全体の3.6%、令和4年度末県下で最低となっております。次に低い江府町でも16.9%と進んでおり、北栄町と日吉津村に至っては完了しているというところであります。

この事業は、災害復旧の迅速化や土地の取引、公共事業の円滑化など、個人の財産の保護や、行政事務の効率化が図られるため、必要な事業となっております。法務局の登記簿や地図と土地の現状が一致しているので、土地の売買や分筆、合筆などが円滑にできるというふうになっており、よって、住民の方には大きなメリットのある事業であります。

町長は今年3月定例会において、地籍調査の進捗率向上のため、役場組織の見直しを行い、効率的で効果的な事務執行体制を構築すると言われ、専門の部門として地籍調査課を設置されました。具体的にどのように事業の推進向上を図られるのかお伺いいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

川上守議員の一般質問にお答えをします。冒頭、新型コロナの問題、事業団の問題、トスクの閉店の問題等言及いただきましたけれども、いろいろ課題はございますけれども議会ともしっかり相談をしながら1つずつ解決をしていきたいというふうに考えております。

さて、この春、設置をいたしました地籍調査課につきまして、具体的にどのように事業の推進向上を図っていくのかというお尋ねでございます。まず、地籍調査は昭和26年に国土調査法が制定されて以降、70年以上にわたって全国の各市町村で進めており、土地の境界や面積等を正確に調査、測量し、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめる土地の基本調査であります。これは、公共事業の円滑な推進や災害復旧の迅速化、さらには住民の土地トラブルの事前防止、そして、税の公正化にも資するものでございます。

本町の地籍調査の対象面積は全体面積が199.18平方キロメートルに対し、国有林や公有水面を除いた145.16平方キロメートルでございます。地籍調査の開始着手が平成14年と遅れたということもございますけれども、この令和4年度末までに調査を終えている面積が5.19平方キロメートルということで進捗率は3.6%にとどまっております。

これは先ほど川上議員のほうからも紹介ありましたとおり、県内市町村全体の進捗率37.5%と比較しても非常に遅れておるということで、これまで以上に調査を迅速に行うために、今年度4月、機構改革により地籍調査課を設置したところでございます。

課員は、課長含めて3名の職員と2名の専門員、この5名体制でスタートをしておりまして、現在は過去の調査済み地域に係る国へ

の認証請求や今年度実施予定の大野地区の現地調査準備を進めているところでございます。

今後の事業の推進向上を図るための具体的な取組についてでございますけれども、これまで本町では、平地部分の地籍調査を実施してまいりましたけれども、土地所有者の高齢化や過疎化によりまして、特に山の山地の境界情報は急速に失われつつありまして、調査対象の大部分を占める山地調査の迅速化を図っていかねばならないというふうに考えております。

令和2年の国土調査法の改正によりまして、リモートセンシングデータを活用した地籍測量の航測法が新たな手法として地籍調査に位置づけられました。これは、航空写真や航空レーザー測量等のリモートセンシング技術を活用しまして、現地に立ち入ることなく、土地の境界調査や面積測量を行う調査でありまして、この調査から得られた地形の凸凹や山林に植生している樹種の状況、さらには林業関係者との現地精通者の証言などを総合的に考慮して筆界案を作成し、集会所等で土地所有者に筆界を確認していただくというそういった調査方法です。

今年度、経済産業課におきまして、この航空レーザー測量成果を活用した森林境界明確化事業を実施する計画としておりまして、山林境界の確認や測量から得られる成果を地籍調査でも活用して山地の地籍調査も進めていきたいというふうに考えております。急峻で広大な土地が多い山間地での地籍調査は、滑落事故や危険生物との遭遇等のリスクも高く、現地での立会いや測量作業は、調査を進めていく上で非常に大きな支障となりますけれども、森林境界明確化事業で得た成果を活用することで、調査期間の短縮や現地立会等の負担軽減にもつながるものと期待をしております。

また、進捗率が低い要因としまして、民地の境界が未確定のものについて、その確定を

待つて国への認証請求をする扱いとしていたことや、調査業務に対応する職員の配置が不十分であったということも上げられます。

今後は進捗率を向上させるためにも、こうした境界の確定ができずに調査に支障を及ぼす場合は、筆界未定地として、そういう処理をして調査業務を次に進めていくということをやりたいと思いますし、また、職員についても研修等により人材育成を図りつつ、進捗状況に応じて専門職員を補充して、効率よく円滑に業務を進めていける体制づくりをしていきたいと考えております。

特に、山地調査につきましては、既に航空レーザー測量成果を活用して調査に取り組んでいる自治体、隣の八頭町さんがそうですが、そういった先行事例も参考にしながら進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

先ほどの町長のほうから説明がありました、この3月に課が設置されたときにも大方の説明があったかというふうに思っております。

僕が考えるのはどうしても高齢化がこれから進み、境界の立会が困難になるということがネックになってくるのかなというふうに思っております、先ほど町長が言われました、山地につきましては、航空レーザー測量についてということでどういうものなのか、これからやられた地域もあるわけですが、若桜がこの測量を入れた場合に、どれくらい進んでいくのかなということがまだ、具体的に分からない部分もありますし、先ほど言った、平地の部分でも筆界未定地ですか、それを境界が立会い確認ができない場合は、この措置をしてどんどんどんどん次の集落に行き、また、測量して、そういう確認をどんどんどんどん現地を進めていくというのがいいのかな

というふうに思っております、多分、法務局への申請動向も後追いで来るのでしょうか、この立会ができないことについての筆界未定地というものにしてしまっていて、どんどんどんどん先に行かないと、なかなかこの進捗率が上がっていかないのかなというふうに思っております、さっき山のことにつきましては、航空レーザー測量によるやり方で行くということと、先ほど言った平地については、筆界未定地で立会できないところはそのような措置をして次に行くんだということの理解をしたところなんですけども、やはり年がたてばどうしても高齢化が進み、また、地権者も亡くなったりということがあるので、できるだけ現場を効率よく進めていくということを感じていますが、町長の意見をお願いいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

これまでのその平地の地籍調査については、かなり町としては非常に丁寧なやり方をしておったと思うんです。民同士で境界に争いがあったとしても、そこが確定するまでは次に進まないということでやっておったんですけど、それだとなかなか進捗率も上がらないということで、そういった場合は、民間できちっとやってくださいねということで筆界未定地というふうに言いますが、そういった処理で次に進んでいくということ、今後やっていかないとなかなか進捗が上がってこない。

そういった場合、筆界未定地になると最後はやっぱり民で処理すると。登記の手数料なんか民間で負担しなきゃいけないとか、そういったことはありますけれども、そういう手法でやっていかないと、なかなか進まないというのが実態ではないかというふうに思います。

それで、高齢化等が進んでこれから現地立会に行ったり、そういったことがなかなか難しくなってくるということでございますけれども、山のほうはそのリモートセンシング、その航空測量法の成果を使って、山に行かなくても公民館で見ながら確定するという作業ができるようになっておりますけれども、平地も含めて、そういった現地立会といいますか、そういったものをどんどん進めていかないといけないということはそのとおりだと思います。

それで、その地籍調査の進め方として、1つの地域に3年くらいかけてやるという初年度は、1年目は所有者調査ですね、所有者の所在調査とか、相続人の所在調査をやってそれで地籍図をつくって、2年目に集落に説明会をやった上で所有者や相続人に立会をしていただくと、それで併せて測量すると、それで3年目にその測量の結果、面積を出してそこで所有者に確認をしていただいた上で、国への認証手続きに入り登記に向かっていくという、大まかに言いまして、そういう3年の計画でありますけれども、その立会をどんどんやろうと思えば、体制を、人員の確保といいますか、しっかりやっていかないと、1つの班だけではなかなか進まないの、複数の班体制をつくってやっていかなきゃとても回っていかないと。

隣の八頭町さんは課長以下課員が14名、専門員も置いて4班体制で進めておられるようでして、本当に実績もかなり上げておられるということで、若桜町としても少しずつにはなるかもしれませんが、体制を強化しながら、その進捗を上げていかないとなかなか、やはり山地もそうですけれども、境界の情報というものがだんだん高齢化によって分からなくなってくるということがありますので、準備体制を強化しながら進めていきたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

先ほど町長言われたみたいに、要は人がかなりいるようになるわけですよ、集落1か所じゃなくて、2か所でも3か所でもしようと思ったら。

やはり、八頭町の例もある中で、やっぱり課をつくってやるということで方向性を決めたわけなんだから、だからやっぱり人が要るところには人は仕方がない、要るのではないかなというふうには感じております。

それにちょっと関わるんですけども、やっぱり5年、10年短期のことというなら進捗率を上げることっていうのは簡単なのかも分からんですけども、進捗率1%上げるにもかなりの日数を要している、今までも、ということで、首長が変わるたびにこの考え方が変わったりすれば、またこれにまたブレーキがかかったりということもあろうかというふうに思うんですけども、中長期的な計画を示すべき時期にきているのではないかなというのは、1つだけの集落ではなくて、2つでも3つでも、計画的に何年かの間にこれだけはするんですよというような、長期的な計画を立てて推進していくべきではないかなというふうには思うんですけど、町長その辺の考えはどうでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

中長期的な計画を立てて進めてはどうかというご提案でございますけれども、地籍調査の計画としましては、今もう第7次、国のほうの計画ですけれども、第7次の国土調査事業十箇年計画というものがあまして、本町もそれに乗って年度ごとのエリアをどこの地

域をやるかっていう年次計画のようなものをつくって進めておるところですけども、来年度、6年度がちょうど中間年の年になります。このたび、課も新設をして、山の調査にも並行して入っていこうということで考えておりますので、この機会にその計画のほうも見直しをしまして、進捗を上げていくような形で見直していきたいというふうに考えております。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

そのように計画を見直す時期にきているということなので、みんなに見える、住民の方に分かるような計画で公表していただければというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

続きまして2番の通勤対策についてということで質問を変えます。

働く場所の確保として企業誘致が叫ばれていましたが、近年は、ほぼほぼ行われていません。職種の少ない中で、思った仕事に就くことはなかなか難しい状況にあります。

仕事は町外に出て、生活は町内でといった方が多いのが実態だというふうに思っております。この状況下で、通勤時間の短縮、通勤のストレス解消等が重要だというふうに考えておきまして、第10次の若桜町総合計画におきましても、道路交通の維持の中の主要施策で、「国道29号郡家地内や鳥取市内の通勤時の混雑を解消するため、関係自治体と連携を図りながら関係機関への要望を行う」となっていますが、どのようなことが考えられるかお伺いをいたします。

議員（川上守）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

第10次若桜町総合計画の主要施策の中で、国道29号の通勤時の混雑解消のため、関係自治体と連携を図りながら関係機関への要望を行うとなっておるけれども、どのようなことが考えられるかというご質問でございます。

国道29号は、平成25年3月に県道河原インター線が供用開始をされまして通勤経路が分散化をされたことによりまして、出勤、帰宅時の渋滞は以前に比べるとかなり緩和をされてきたものというふうに思います。

しかしながら、通勤のピーク時には八頭町内の八頭町役場入口交差点付近から堀越の交差点付近と、あと、鳥取市内の津ノ井バイパスにおきまして、依然渋滞が解消されない状況がございます。

若桜町内に企業を誘致して働く場所を確保するという事は、なかなか難しい状況でございますので、どうしても鳥取市内に職場を求めるといふ方が多くなってくるといふ事は致し方ないことかと思っております。ただ、町内に住み続けていただくためには、通勤の負担をいかに和らげるか、国道29号の整備というものは大変重要なことだというふうに私も思っております。

とりわけ国道29号で渋滞が一番激しい津ノ井バイパスにおきましては、西大路交差点の先に鳥取市立病院がございます。通勤時の負担軽減はもとよりですけども、防災緊急医療活動の支障にならないためにも、早急な整備が必要であると認識しております。

昨年の7月の19日になりますけど、中国地方整備局の道路部長及び建設専門官と対面で津ノ井バイパス全線の4車線化について、鳥取市及び八頭町とともに要望をいたしました。

道路部長からは、国道29号津ノ井バイパスは、都市計画決定は4車線でされており、用地買収も追加買収なしで4車線化できるといふことでやりやすい事業ではあるが、全体

の予算に余裕がないと、なかなか一般道路には回ってこないと、国の方針にこの国道29号事業が合致するときいつでも手が挙げられるように準備をしていきたいというふうなお言葉をいただいておりますので、今後も1市2町が連携を取りながら、粘り強く要望していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

平成30年の12月の定例会と令和3年3月の定例会に、今の山根議長からも質問が2度ほどされたというふうに承知をしております。当時の町長は、「国道29号線の自治体が協力して、ゆずりゾーンも含めて緊急度の高い場所から順に、国に要望をしていきたい」というふうに答弁をされております。

このときには、山根議長のほうはもう直接ゆずりゾーンが必要だというふうなことを質問されたというふうに思っております。その間、行政のほうも、このとき矢部町長であったわけですが、要望されてきたというふうには私も理解はしておるんですけども、どうしてもこの29号線、鳥取に出る間、若桜から郡家に出る間は、ほとんどが八頭町の地域だということもあって、若桜町だけであだこうだ言っても、なかなかそういうゆずりゾーンはできないのかなというふうには思っております。

けども、町としても今まで矢部町長いわく国に対しての要望はしていきたいというふうなことを言っておられたわけですが、これに関しては町として要望、ちょっと趣旨が変わるかな。要望自体が出ておったのかどうか、町長その辺は承知はされておりますか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

先ほどの答弁では、津ノ井バイパスの先の西大路交差点、ここは1市2町で共同して要望を国のほうに上げておるという状況でございますけれども、過去、この議場で議論がなされたのは、むしろその手前のほうの郡家に入る前の29号の区間といたしますか、低速車が前についたらなかなか追越しもできない、そういった通勤のストレスが、ひいては転出につながったりするのではないかとというような、そういう脈絡の中で議論がされてきたということは承知をしているところでございます。

それで、郡家に入る手前のゆずりゾーンといたしますか、追越し車線といたしますか、それについては八頭町さんとの共同要望というところに至ってはいないんですけども、鳥取河川国道事務所長さんと定例的に懇談をする機会がございまして、この4月の定例懇談の場で、そういう郡家に行くまでの区間に追越し車線ができないだろうかと、中には広い区間もありますので、用地買収をしなくても、線は引けるんじゃないかというような話も投げかけをしてみたところですけども、所長のほうからは、交通量のデータを見ながら、管轄地域内での渋滞対策の優先順位をつけて解決を図っているんだというお話がございました。

それで、若桜・郡家間はどうかんだというふうにお聞きをしましたところ、今のところは対策が必要なほどのデータがないというふうな感触、ご回答といたしますか、それをいただいたところでございます。以上でございます。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

ゆずりゾーンってことになればどうしても用地が必要だということもありまして、先ほど町長が言われたみたいに、車線を引くことによってそういうゆずりゾーンができればなっているようなことは何箇所か見ているところもあります。優先順位をつけられたらどうかどうかゆうことでもありますけれども、町として、やっぱりこれから若い人に若桜に住み続けていただく場合には必要なものだというのを、しっかり町長、要望していただきたいというふうに思います。

これについては以前から山根議長も言われて、前町長にも言われてはきたんですけども、なかなか実現難しいことなのかなというふうには感じてはいますけれども、やはりそういうことも若い人のためには、これから将来若桜町のためになるんだということから、重要視してしっかりと要望していただきたい、要望できるのであれば要望していただきたいというふうに思いますし、若桜から郡家に出るまでに追越しができない、追越し禁止区間がほとんどですよね。

若桜の下に少し黄色い車線がないところもありますけども、あんまりあそこで車抜いたこと、僕はないんですけども、追越し車線等がまた、今もこうやって車の性能もよくなったりとか、道路事情もよくなってきている中で、これも公安委員会の敷地になるのか分かりませんが、その辺との交渉の中で、追越しできる区間ができるのであれば、そういう考え方もあるのではないかというふうに、町長、思いますけど、ご意見聞かせてください。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

29号郡家に行くまでの間には、先ほどおっしゃいましたように、ある程度広いエリア

もあって、白線1つ引けば追越し車線になるんじゃないかっていうようなことも考えられるわけですが、やはり追越し車線を1つ設けるのも、道路構造令という道路の新築、改築の場合の基準がございまして、その中では交通量と平均速度ですね、車が渋滞していないかと、そういう平均速度、その辺りのデータを基に優先順位を決めるというのが、道路構造令のルールになっているということでもございまして。

そういった意味でのデータが、郡家までの区間についてはなかなか低いということでもございまして、逆に低いつことであれば、はみ出し追越し区間をつける意味では有利なことなのかなと思いますし、見通しのよいところでそういったことができないかどうかということは検討に値するのかなと。こちらは公安のほうの話になってきますけれども。

今後、そういう何とか追越しができる区間を設置していただきたいというような声が町民の方から上がってくれば、今おっしゃっていることも検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

この質問につきましては、通勤時間の短縮、通勤のストレス解消で、大きな視野で質問させていただきましたけれども、先ほど町長言われた、できればそういうことができるのであれば、町としてそういう要望もしっかりしていく中で、国なり国交省、また公安委員会にご理解いただく中で、そういうふうな施設ちゅうか、そういうものが設置できれば、していただければなというふうに思って質問させていただきました。

1回2回とかかわらず、何回でもことあるごとにそういうふうな要望をしていただければ

ばなというふうに思いますし、僕たちも町の人に対してでも、やはり通勤が少しでも楽になるような形の政策をしていただきたいなということはしっかりと訴えていければ、僕たちもいろいろ協力もしていきたいというふうに思いますので、町長のご尽力を要望いたして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（山根政彦）

これで、一般質問を終結します。
暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩
午後 1時40分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2

議案第69号 業務委託契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第69号 業務委託契約の締結について、でございますが、これは、若桜町IRU告知システム等更改業務の契約を締結することについて、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、1 業務名、若桜町IRU告知システム等更改業務。2 業務場所、若桜町役場放送センター。3 契約の相手方、鳥取市湯所町2丁目258番地 西日本電信電話株式会社鳥取支店 支店長 小川原秀哉。

4 契約金額、金136,400,000円、
5 契約の方法、随意契約。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

午後 1時42分 散会